

和歌山大学大学院システム工学研究科規則

制 定 平成12年 3月17日
最終改正 令和 元年11月27日

(趣旨)

第1条 和歌山大学大学院システム工学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、和歌山大学学則（以下「学則」という。）及び和歌山大学学位規程に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(目的)

第1条の2 システム工学は、さまざまな工学技術の集積と複合によって成るシステムを対象とする工学である。したがってその重心は二つある。ひとつは個別要素技術を学び進歩させること、もうひとつはそれらに共通した概念の理解によって、システム全体の連携と調和をはかる方策を学び研究することにある。しかも原理、理論の追求に終わることなく、応用と実践の方法を求め、それを実際に適用する実学の姿勢を貫く。

- 2 研究科博士前期課程は、社会からの複数の分野を理解し活用出来る人材の求めに応じるため、従来の工学のような狭い専門分野を深く追求するだけでなく、広い視野から時代の要請に応え、それらを解決できる新しいタイプの研究者や技術者を養成する。
- 3 研究科博士後期課程は、より複雑な要因からなる課題とその周辺状況の全体を把握し、目的・目標を的確に設定して、部分問題への展開及び個別解決の再統合ができるような能力を開発し、システム工学の頂点を究め、社会環境の改善と技術立国の推進に資することを目的とする。

(入学者の選考)

第2条 入学者の選考の方法、時期等は研究科会議において定める。

(指導教員)

第3条 研究指導のため、指導教員を置く。

- 2 指導教員は、研究科担当の教授をもって充てる。ただし、研究科会議において必要と認めるときは、准教授、講師、客員教授又は客員准教授を充てることができる。
- 3 客員教授又は客員准教授に協力して、学生の修学指導に関し補完的役割を担う専任の教員を置くものとする。

(授業科目及び単位)

第4条 授業科目及び各科目の単位数は、別に定める。

(履修方法)

第5条 学生は、指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

- 2 博士前期課程においては、授業科目を30単位以上履修しなければならない。
- 3 博士後期課程においては、授業科目を10単位履修しなければならない。
- 4 第1項の研究指導に関する方法、及び内容並びに指導の計画については別に定める。

(標準修業年限の特例)

第5条の2 学則第75条の2第2項の規定に関する研究科の取扱については、和歌山大学大学院システム工学研究科長期履修学生規程に定める。

大学院システム工学研究科規則

(教育職員免許状)

第5条の3 高等学校教諭一種免許状（工業）授与の所要資格を有する者で、高等学校教諭専修免許状（工業）授与の所要資格を取得しようとする者は、別に定める授業科目を履修しなければならない。

(他分野からの入学者に対するプログラム)

第5条の4 他分野からの入学者で、指導教員が特定の研究分野を補填する必要があると判断した学生には、研究科長の承認を得て、個別プログラムを作成することができる。なお、個別プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(履修科目の届出)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに、研究科長に届け出なければならない。

(他の大学院等における修得単位の取扱い)

第7条 学則第72条、第73条及び第82条により修得した単位は、研究科会議の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、研究科会議において定める。

(単位の認定)

第8条 授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告等により、各授業科目担当教員が行う。

第9条 (削除)

(学位論文の提出)

第10条 学位論文の提出に必要な修得単位数、及び学位論文の提出期日は研究科会議において定める。

(課程修了の認定)

第11条 課程修了の認定は、研究科会議の議を経て研究科長が行う。

(再入学及び転入学)

第12条 再入学及び転入学を許可された者の既修得単位は、研究科会議の承認を得て、課程修了に必要な単位数に算入することができる。

(科目等履修生)

第13条 研究科の学生以外の者で、研究科の授業科目を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。ただし、科目等履修生が研究科において履修できる単位数は、年間を通じて8単位までとする。

(特別研究学生)

第14条 他の大学院の学生で、研究科において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 前項の特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第15条 他の大学院の学生で、研究科の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 前項の特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科会議が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月22日一部改正）

この改正規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第181号）

この改正規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第623号）

この改正規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1003号）

この改正規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1858号）

この改正規則は、平成28年11月25日から施行する。

附 則（平成31年1月17日一部改正：法人和歌山大学規程第2099号）

この改正規則は、平成31年1月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（令和元年11月7日一部改正：法人和歌山大学規程第2182号）

この改正規則は、令和元年11月7日から施行する。

附 則（令和元年11月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2192号）

1 この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日以前に入学した学生及び令和2年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。